

11 事業別売上（収入）金額（つづき）

⑬ 教育、学習支援事業の収入（教育や教養・技能などを教授する事業）（つづき）

- 学習塾、教養・技能教授業（音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など）
- ×保育所、認定こども園（保育所型）、認定こども園（地方裁量型）⇒「⑩医療、福祉事業の収入」
※認定こども園（保育所型）及び認定こども園（地方裁量型）における幼児教育の収入は、まとめて「⑩医療、福祉事業の収入」とします。
- ×他の分類（「小売の商品販売額」、「不動産事業」など）に該当する事業
- ×附属病院における医業収入⇒「⑩医療、福祉事業の収入」
- ×附属研究所における収入⇒「⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- ×テーマパーク、スポーツ施設提供事業（陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど）⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」

⑭ 情報通信事業の収入（情報の制作、加工、伝達、処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業）

- 新聞、書籍の発行
- 機関誌の発行
- 通信サービス（電話、無線、インターネット接続など）
- 通信に附帯するサービス（携帯電話の契約、解約に関する手数料など）
- 放送サービス（受信料、テレビ放送時間の販売収入など）
- 映画、テレビ番組などの制作、配給
- 広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど）
- ニュース供給（通信社のニュース供給など）
- ソフトウェア事業（受託ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など）
- 情報処理サービス（データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など）
- 各種調査（市場調査、世論調査など）
- 情報提供サービス（不動産情報、気象情報など）
- ポータルサイト・サーバ運営業務（インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む）
- ウェブコンテンツ配信（映像、音楽、ゲームソフト配信など）
- インターネット利用サポート業務（電子認証、セキュリティサービスなど）
- サーバハウジング、サーバホスティング
- ×デザイン、コピーライター、広告代理業、インターネット広告業⇒「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- ×新聞、書籍等の印刷業務、情報記録物（ゲーム用ディスク等）の複製・製造⇒「③製造品の出荷額・加工賃収入額」
- ×携帯電話の販売代金⇒「④卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）」又は「⑤小売の商品販売額」

⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入（学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業）

- 研究、製品開発事業
- 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス
- デザイン、機械設計業
- 著述家、芸術家業（作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など）
- 広告事業（広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供）
- 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業
- プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス（製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金（保守・点検費が製造品と分離できる場合））
- 経営コンサルタント事業
- 持株会社における子会社の管理業務（子会社からの配当金、グループ経営指導料など）
- ×広告制作（印刷物、テレビコマーシャルなど）⇒「⑭情報通信事業の収入」
- ×広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業⇒「⑮上記以外のサービス事業の収入」
- ×写真現像事業⇒「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」
- ×船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」

⑯ 上記以外のサービス事業の収入（他に分類されないサービスを提供する事業）

- 廃棄物処理事業（ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など）
- 自動車整備事業
- 機械等修理事業（機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など）
- 職業紹介・労働者派遣事業
- 建物サービス事業、警備事業
- 事業所サービス事業（コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布業、速記・複写、集金業など）
- 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業
- ペストコントロール事業（害獣・害虫、細菌、ウイルス等の防除・駆除・消毒）
- 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体の寄付金
- 協同組合の賦課金
- 政治・経済・文化団体の会費収入
- ×観光協会⇒「⑫運輸、郵便事業の収入」
- ×プラントメンテナンス⇒「⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
- ×農作物の害虫駆除⇒「①農業、林業、漁業の収入」

● 記入欄にあらかじめ印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- ⑫～⑯欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のみ記入してください。
- ⑮・⑯欄は、単独事業所及び本所・本社・本店のうち、会社のみ記入してください。
- 金額は万円単位で記入してください。（万円未満を四捨五入してください。）
- 「¥」記号は記入しないでください。

12 設備投資の有無及び取得額 ● 令和5年1月から12月までの1年間に行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ● 取得額（減価償却前の額）を記入してください。 ● 中古品は含めません。	① 設備投資を行った	② 設備投資を行わなかった	※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫などの建造物、暖房設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。 （万円未満四捨五入）																										
	<table border="1"> <tr> <td>新規設備取得額</td> <td>千</td><td>百</td><td>十</td><td>億</td> <td>千</td><td>百</td><td>万</td><td>円</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産（土地を除く）</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td>1</td><td>0</td><td>0</td><td>0,000</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産（ソフトウェアのみ）</td> <td></td><td></td><td></td><td></td> <td></td><td></td><td>5</td><td>0,000</td> </tr> </table>			新規設備取得額	千	百	十	億	千	百	万	円	有形固定資産（土地を除く）					1	0	0	0,000	無形固定資産（ソフトウェアのみ）							5
新規設備取得額	千	百	十	億	千	百	万	円																					
有形固定資産（土地を除く）					1	0	0	0,000																					
無形固定資産（ソフトウェアのみ）							5	0,000																					
13 自家用自動車の保有台数 ● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください（リースで借りている車両も含めます）。	(1) 貨物自動車 0 台	※人員輸送のみの使用は除きます。 (2) 乗用自動車 2 台	(3) バス 0 台																										
	14 土地・建物の所有の有無 ● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。			※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。																									
15 資本金等の額及び外国資本比率 ● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。		(2) うち外国資本比率を記入してください。																										
	<table border="1"> <tr> <td>十</td><td>兆</td><td>千</td><td>億</td><td>十</td><td>億</td><td>千</td><td>万</td><td>円</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>0</td><td>0</td> </tr> </table> （万円未満四捨五入）		十	兆	千	億	十	億	千	万	円							1	0	0	<table border="1"> <tr> <td>0</td><td>.</td><td>0</td> </tr> </table> % （小数点第2位四捨五入）	0	.	0					
十	兆	千	億	十	億	千	万	円																					
						1	0	0																					
0	.	0																											
16 決算月 ● 印字されている場合、内容に変更がありましたら、二重線で消して修正してください。	2 月（ 月）		※本決算月を記入してください。年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。 裏面（第2面）にお進みください。																										

12 設備投資の有無及び取得額

- 「有形固定資産（土地を除く）」には、令和5年1月から12月までの1年間に土地を除く有形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
・有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産（売買取引と同様の会計処理をしたもの）をいいます。
・建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- 「無形固定資産（ソフトウェアのみ）」には、令和5年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、令和5年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
・建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
・店舗併用住宅の居住用部分
・中古品

13 自家用自動車の保有台数

- 自家用自動車（いわゆる白ナンバー（軽自動車を含む。）のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】
貨物自動車：貨物の輸送に使用する自動車をいいます。
人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バス：主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

14 土地・建物の所有の有無

- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を○で囲んでください。なお、借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満を四捨五入してください。)
- 「¥」記号は記入しないでください。

事業別内訳は、調査票第1面11欄「事業別売上(収入)金額」の事業別内訳「⑦、⑩、⑱、⑲」に対応しています。
※事業別内訳「⑦、⑱、⑲」は、分類表「サービスの種類」に記載のないサービスに係る収入については記入不要です。

サービスの種類		番号	売上(収入)金額					又は割合(%)					
			千	百	十	億	千	百	十	万	円		
⑩医療、福祉事業の収入													
医療サービス(入院)	公的医療保険適用	1		2	0	0				0	0.000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	
	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス												
公的医療保険適用外	2		1	0	0					0.000			
	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス												
医療サービス(外来)	公的医療保険適用	3		7	2	0				0.000			
	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス(精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含む。)												
公的医療保険適用外	4		2	8	0	7				0.000			
	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス(臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含む。)												
医療サービス(未分類)	公的医療保険適用	5								0.000			
	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス												
公的医療保険適用外	6									0.000			
	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス												
保健予防活動サービス	7			5	0	0				0.000			
	病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス												
産後ケアサービス	8									0.000			
	母子保健法に基づき、出産後一年を経過しない女子及び乳児に、短期間入所、通所又は訪問により、産後ケアを行うサービス												
助産サービス	9									0.000			
	助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス												
訪問看護サービス	公的医療保険適用	10								0.000			
	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用)を提供するサービス												
公的医療保険適用外	11									0.000			
	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用外)を提供するサービス												
施術サービス	公的医療保険適用	12								0.000			
	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用の医業類似行為である施術を提供するサービス												
公的医療保険適用外	13									0.000			
	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医業類似行為である施術を提供するサービス又は療術を提供するサービス												

17 サービス収入の内訳

- ここでいう「サービス収入」とは、13~17ページ掲載の分類表に記載されている「サービスの種類」による収入をいいます。
- 調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」に記入した売上高のうち、「内容例示等」を参考に当てはまるものすべてについて「サービスの種類」別に「売上(収入)金額」を記入してください。
- 金額で記入できない場合は、調査票第1面の10欄「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合(小数点以下四捨五入)で記入してください。

事業別内訳	サービスの種類	番号	内容例示等
⑩医療、福祉事業の収入	医療サービス		
	医療サービス(入院) 公的医療保険適用	1	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用の医療サービス
	医療サービス(入院) 公的医療保険適用外	2	病院、診療所などが入院患者に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス
	医療サービス(外来(歯科を除く)) 公的医療保険適用	3	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス ※精神保健福祉センターなどの健康相談施設が提供する医療サービスを含みます。 ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用の医療(歯科を除く。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来(歯科を除く)) 公的医療保険適用外	4	病院、診療所などが外来患者(歯科を除く。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス ※臨床心理士などの医師以外の者が行う健康相談サービスを含みます。 ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用外の医療(歯科を除く。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来(歯科)) 公的医療保険適用	5	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用の医療サービス ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用の医療(歯科に限る。)を提供するサービスを含みます。
	医療サービス(外来(歯科)) 公的医療保険適用外	6	病院、診療所などが外来患者(歯科に限る。)に対して行う公的医療保険適用外の医療サービス ※訪問やオンラインにより公的医療保険適用外の医療(歯科に限る。)を提供するサービスを含みます。
	保健予防活動サービス	7	病院、診療所などが行う各種の健康診断、人間ドック、予防接種、妊産婦保健指導等の保健予防サービス ※訪問やオンラインにより保健予防活動を行うサービスを含みます。 【内容例示】 ×産後ケアサービス ⇒ 「8 産後ケアサービス」
	産後ケアサービス	8	母子保健法に基づき、出産後一年を経過しない女子及び乳児に、短期間入所、通所又は訪問により、産後ケア(心身の状態に応じた保健指導、療養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助)を行うサービス 【内容例示】 ×保健予防活動サービス ⇒ 「7 保健予防活動サービス」 ×助産サービス ⇒ 「9 助産サービス」 ×保育サービス ⇒ 「18 保育サービス」 ×家事代行サービス ⇒ 【サービス収入の内訳 対象外】第1面「事業別売上(収入)金額」欄の「⑮生活関連サービス、娯楽事業の収入」に該当
	助産サービス	9	助産師が妊婦等に対して助産又は保健指導を行うサービス 【内容例示】 ×病院及び診療所における正常分娩又は妊婦検診を行うサービス ⇒ 「2 医療サービス(入院)(公的医療保険適用外)」、「4 医療サービス(外来(歯科を除く))(公的医療保険適用外)」 ×病院及び診療所における妊産婦保健指導を行うサービス ⇒ 「7 保健予防活動サービス」 ×産後ケアサービス ⇒ 「8 産後ケアサービス」
	訪問看護サービス(公的医療保険適用)	10	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用)を提供するサービス
	訪問看護サービス(公的医療保険適用外)	11	看護師などが療養を受ける状態にある者の居宅において、療養上の世話又は必要な診療の補助(公的医療保険適用外)を提供するサービス
	施術サービス(公的医療保険適用)	12	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用の医業類似行為である施術を提供するサービス 【内容例示】 ○あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されるもの
施術サービス(公的医療保険適用外)	13	国家資格を有したあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師が公的医療保険適用外の医業類似行為である施術を提供するサービス又は療術を提供するサービス 【内容例示】 ○あん摩・マッサージ・指圧・鍼・灸・柔道整復サービスのうち、公的医療保険の適用されないもの ○医業類似行為である温泉療法・催眠療法・視力回復・カイロプラクティックのサービス	